

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

自治体名:安芸市

会計:全体会計

(単位:円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	66,535,753,668	固定負債	19,435,971,632
有形固定資産	59,414,195,326	地方債等	16,650,771,526
事業用資産	23,062,873,685	長期未払金	-
土地	12,666,182,277	退職手当引当金	1,780,941,438
立木竹	210,541,410	損失補償等引当金	-
建物	22,242,170,096	その他	1,004,258,668
建物減価償却累計額	-15,283,078,589	流動負債	2,017,487,122
工作物	6,014,761,890	1年内償還予定地方債等	1,635,148,385
工作物減価償却累計額	-2,935,692,198	未払金	21,714,317
船舶	2,980,000	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-2,979,999	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	153,298,419
航空機	-	預り金	111,656,495
航空機減価償却累計額	-	その他	95,669,506
その他	-	負債合計	21,453,458,754
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	147,988,798	固定資産等形成分	68,098,045,790
インフラ資産	34,853,581,624	余剰分(不足分)	-19,940,374,247
土地	2,283,892,129	他団体出資等分	-
建物	1,825,985,616		
建物減価償却累計額	-1,121,379,248		
工作物	71,452,511,182		
工作物減価償却累計額	-40,051,015,937		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	463,587,882		
物品	8,987,516,320		
物品減価償却累計額	-7,489,776,303		
無形固定資産	43,253,812		
ソフトウェア	35,222,887		
その他	8,030,925		
投資その他の資産	7,078,304,530		
投資及び出資金	395,664,055		
有価証券	38,252,724		
出資金	357,411,331		
その他	-		
長期延滞債権	128,491,716		
長期貸付金	17,109,429		
基金	6,541,709,051		
減債基金	1,818,439,578		
その他	4,723,269,473		
その他	2,562,833		
徴収不能引当金	-7,232,554		
流動資産	3,075,376,629		
現金預金	1,444,329,073		
未収金	64,153,957		
短期貸付金	364,212,075		
基金	1,198,080,047		
財政調整基金	1,198,080,047		
減債基金	-		
棚卸資産	7,099,108		
その他	582,000		
徴収不能引当金	-3,079,631		
繰延資産	-		
資産合計	69,611,130,297	純資産合計	48,157,671,543
		負債及び純資産合計	69,611,130,297

連結行政コスト計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

自治体名:安芸市

会計:全体会計

(単位:円)

科目名	金額
経常費用	16,505,385,774
業務費用	7,159,473,594
人件費	2,163,486,494
職員給与費	1,715,218,265
賞与等引当金繰入額	153,298,419
退職手当引当金繰入額	151,773,250
その他	143,196,560
物件費等	4,757,274,885
物件費	2,104,396,060
維持補修費	228,481,575
減価償却費	2,424,397,250
その他	-
その他の業務費用	238,712,215
支払利息	132,789,540
徴収不能引当金繰入額	9,980,535
その他	95,942,140
移転費用	9,345,912,180
補助金等	7,509,911,683
社会保障給付	1,814,269,233
その他	21,731,264
経常収益	1,045,871,476
使用料及び手数料	783,727,685
その他	262,143,791
純経常行政コスト	15,459,514,298
臨時損失	1,653,553,085
災害復旧事業費	1,545,530,402
資産除売却損	107,832,263
損失補償等引当金繰入額	-
その他	190,420
臨時利益	4,845,487
資産売却益	4,845,487
その他	-
純行政コスト	17,108,221,896

連結純資産変動計算書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日自治体名: 安芸市
会計: 全体会計

(単位: 円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	47,986,500,072	68,033,864,028	-20,047,363,956	-
純行政コスト(△)	-17,108,221,896		-17,108,221,896	-
財源	16,599,814,765		16,599,814,765	-
税収等	9,260,457,007		9,260,457,007	-
国県等補助金	7,339,357,758		7,339,357,758	-
本年度差額	-508,407,131		-508,407,131	-
固定資産等の変動(内部変動)		-578,058,252	578,058,252	
有形固定資産等の増加		1,787,660,460	-1,787,660,460	
有形固定資産等の減少		-2,536,200,435	2,536,200,435	
貸付金・基金等の増加		1,295,175,551	-1,295,175,551	
貸付金・基金等の減少		-1,124,693,828	1,124,693,828	
資産評価差額	-290,493	-290,493		
無償所管換等	642,530,507	642,530,507		
他団体出資等分の増加				-
他団体出資等分の減少				-
比例連結割合変更に伴う差額				-
その他	37,338,588		37,338,588	
本年度純資産変動額	171,171,471	64,181,762	106,989,709	-
本年度末純資産残高	48,157,671,543	68,098,045,790	-19,940,374,247	-

連結資金収支計算書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日自治体名:安芸市
会計:全体会計

(単位:円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	14,054,986,704
業務費用支出	4,709,074,524
人件費支出	2,186,292,916
物件費等支出	2,302,618,565
支払利息支出	132,789,540
その他の支出	87,373,503
移転費用支出	9,345,912,180
補助金等支出	7,509,911,683
社会保障給付支出	1,814,269,233
その他の支出	21,731,264
業務収入	15,746,538,197
税金等収入	9,255,207,001
国県等補助金収入	5,438,096,183
使用料及び手数料収入	797,572,071
その他の収入	255,662,942
臨時支出	1,571,138,622
災害復旧事業費支出	1,545,530,402
その他の支出	25,608,220
臨時収入	1,283,526,100
業務活動収支	1,403,938,971
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,943,588,997
公共施設等整備費支出	1,787,660,460
基金積立金支出	793,228,537
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	362,700,000
その他の支出	-
投資活動収入	1,720,847,321
国県等補助金収入	625,828,202
基金取崩収入	640,675,550
貸付金元金回収収入	342,313,715
資産売却収入	32,957,627
その他の収入	79,072,227
投資活動収支	-1,222,741,676
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,909,814,026
地方債等償還支出	1,849,028,360
その他の支出	60,785,666
財務活動収入	1,951,963,741
地方債等発行収入	1,891,500,000
その他の収入	60,463,741
財務活動収支	42,149,715
本年度資金収支額	223,347,010
前年度末資金残高	1,109,325,568
比例連結割合変更に伴う差額	-
本年度末資金残高	1,332,672,578
前年度末歳計外現金残高	101,126,490
本年度歳計外現金増減額	10,530,005
本年度末歳計外現金残高	111,656,495
本年度末現金預金残高	1,444,329,073

安芸市 全体財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの……………取得原価

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法（住宅団地整備事業特別会計）

先入先出法による原価法（水道事業会計）

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6年～50年
工作物	3年～75年
物品	2年～50年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

(水道事業会計)

2.重要な会計方針の変更等 (令和元年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

4.偶発債務

(1)補償債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5.追加情報

(1)連結対象会計

会計名	区分
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業
公共下水道事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
農業集落排水事業特別会計	地方公営企業(法非適用)
介護保険事業特別会計	地方公営事業
住宅団地整備事業特別会計	地方公営事業
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業
水道事業会計	地方公営企業(法適用)

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。